

# 百草露

四

大政官文庫			
一	一	一	和
一	一	一	書
一	一	一	門
冊	架	函	號

内閣文庫			
二	二	二	和
二	二	二	書
二	二	二	類
架	冊	號	類

内閣文庫	
番號	和 11685
冊數	10 ( 4 )
函號	212 306



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM Kodak





百草露



淡路常盤草

淡路三原郡仲野安雄著享保五年淡路國云按三宮と以

事異説多し宗神天皇此置天社地社を一宮と云

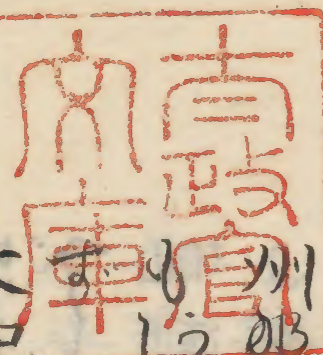
天皇の置給ふ國社或二宮と云又天社或一宮と地社

或二宮と云又一國の守護神此義も云上代此一

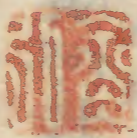
宮の名形貞丈按此國史令武古書此一宮の名見え相

州此の此一宮二宮三宮此の國此なり此二宮ある

なり定らず何の時何代何の故此あり事詳此なり



大和國葛城郡高天山高天野此山野此なり天





照太神此何よりいほを都みて此所す過て高天原と云ふ  
べし其多ハ以れふといふ子同國十市郡小天香山あり  
相通せ山音高天原天香山も同國郡故天照太神の御時  
よ々天香山の産物を採用らるる天香山の真賢木天香  
山の婆々迦天香山の真男鹿天香山の金天香山銅天香山  
柅木等之神武天皇の御時天香山の埴茂取て平免を作ら  
し一更もあらず萬葉集その外和歌集り天香久山天香  
具山と云り天香山大和國十市郡南浦村當時赤井宗五  
郎知行所也異説ふ天香山を天隱山此略す天照天  
神此のくれ給ふ御陵といふ  
天何高何高上を以て美稱す稜威何賢何神威の畏るべきを以て美稱す廣何羽々  
何羽々も度々を以て美稱す磐何堅固不易を以て美稱す瑞何玉何瑞々水々潤澤を以て美稱す齋何  
清淨を以て美稱す八何八は弥之増益限り無きを以て美稱す或ハ字彙云注曰潔也直何正直不雜を以て美稱す天字ハ今の世に御字子當るに敬ふ意に  
杉直木の義に又進木とも云此木生立直まのり直まのりのりて正  
直の表物あり神木とせ日本紀ふ石上振神相万葉  
三諸神杉又神之祝我鎮齋杉原の見えとぞ  
稻ハ稻穂を以て穂とのみ云々万葉に秋穂といひ書  
紀天照太神又勅曰以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾  
兒とあり

按ふ稻をイネと訓る命根略といふ  
供御ふ猪鹿を止更四十六代孝謙天皇天平宝字二年勅  
て今より後禁中此御膳部子猪鹿此類或止給ふ  
貞丈云天逆鉾此逆字サカサマと訓此鉾常子サカサマ



立おりのと聞ゆ逆サマふ板らふものとも聞ゆとも然  
らるす神書を皆字義より拍らずして只字訓音を借て書  
く逆録此逆もサカサマの義ふ非をサカ木のサカ小同ト  
サカキを賢木と書くサカをサカシキくサカシキともカ  
シコキとも云恐也うやまうの義にサカキもサカホコも  
貴で敬ふの称にサカサマ此義もあはれ  
按子天サカキと云々榮<sup>サカレテ</sup>手此義又下リ手此畧とも云  
逆柱 逆同<sup>木</sup> 逆貫 逆立<sup>人</sup> 逆髪 逆刺<sup>人</sup> 逆睫<sup>人</sup>  
逆子 逆流<sup>ふくむ</sup>サカサマの義に  
大抜詞後釋云磐根いふ磐ふて根を添ていふ屋を屋  
根羽を羽根并枝梓根を矛根嶋を嶋根と云類に古今集  
神樂のとりりの子

霜やいひあけと枯きぬ榊葉れあち榮ふ(さ)神木根  
此木根を即上の榊をさして云るふく神志木も  
と云ふふや萬葉小園の草根をいふむすひてふ又十四ふ  
久佐称可利曾氣ふとむすふといひ芥もいへば草根  
とふるこ

貞丈云東鑑卷一治承四年八月十六日記云十六日丙申自  
昨日雨降終日不休爲明日合戰<sup>頼朝討山木判官</sup> 被始  
行住吉小太夫奉仕天曹地曹有祭武衛自取御鏡授昌長給  
云云永江藏人頼隆勤一千度御被<sup>云云</sup>百鍊抄卷十一土御  
門院建永元年十一月二日於院御所可有千度御被依上皇  
御目不豫也按子右此文を見とバ千度の被といふ夏も久  
し事之被と云る中臣被ふて其外小抜詞ハ後代此造作



く神儒佛を撰交て作りしものの中臣、扱々上古より  
此扱を常ふ犯せざる不正れ夏ハ身沐穢とある故中臣扱  
成唱へて其穢を扱ひ清めて清浄なす神をも拜し神事を  
取行ふ為よしとすこゝにバ一度扱の詞を唱ふバ清まら故  
千度万度くり返り讀ふ及バさうの後代神祇道の輩誤て  
千部万部れ法華經又百万遍の念佛多羅尼などの如く心  
得て千度万度扱をすこゝにバ祈禱の爲とすこゝに右不引  
文正見まバ誤り来り多夏も久し事之國史令式も千度万度  
扱成行ひし事見え千度万度扱を後代の所爲  
因云陀羅尼を梵語に總持と翻譯す一字れ中にも無量  
の字を總撰して義中一切の義成任持するなり  
五部書 御鎮坐次第記ハ二十一代安楽帝朝阿波羅波命

撰 御鎮坐傳記ハ大田命れ宣成受て是も同上 御鎮

坐本記ハ二十七代繼体天皇朝飛鳥撰と云 倭姫命世

記ハ四十代天武朝御氣撰とす 宝基本紀ハ四十五代

聖武朝行基撰として皆外宮を以て國常立尊とす上古

より五部の書神宮子如此申傳ふ事形ハ大中臣能親

知ずんバあるべし能親とる時ハ治承以前五部

の書即ち後世の偽作とす作者名成上古人子控せ

し事明けし云云五部の書佛語れ出所 義俊

阿含經 秘藏宝輪 釋摩訶衍論 優婆塞經 華嚴經

壇經 無上經 菩薩經 金剛礼懺 大日天台法界

唯識論 百法鈔 大藏法數 宗鏡錄 釋氏要覽 華

珠林 大智論等れ文を引老子莊子列子左傳史記六經



七書等此文字を用い和書々旧事記古事記日本書紀以下律令格式の文古語拾遺令義解及集解此文延長風土記内宮年中行事此文等如此後世の書追引用いふことバ決して後世此偽作する事と明白云云

神道者此安坐巡行儒者の静坐ふども各ちやあつれりく佛者此坐禪より出るるやうの事とハ好まらぬ谷同ふもいらず静坐集説といふ書もいらる愚云

猿女君 天鈿女命後子猿田彦神と夫婦となり姓氏改猿女君と宣ふ君ハ氏ハ藤原ふて朝臣と云加茂ふて縣主ぬと云ふ同じ猿田彦神鈿女を娶ふる以前ハ猿女君を氏ハ水ずえとりて後ハ出生れ子孫ハ猿女君氏ハ猿田彦の猿と鈿女ハ女と合しる氏ハ

吉田宮齋場所を神樂固ありと當社ハ清和天皇御宇貞觀二年中納言山蔭卿の勸請又一説より下部兼延此造とも云櫻門の額ハ日本最上兩大神宮中門の額ハ日本最上神祇齋場とあり共ハ清水谷実卿ハ筆ことぞ本殿ハ大元日本神祇三千一百三十二坐を鎮坐し奉る最上日高日宮此額ハ嵯峨天皇の宸筆ハ太元宮此額ハ土御門院の宸筆ハ日本國中三千余坐天神地祇八方神の額を實秋卿ハ筆也八神殿此額ハ土御門院の宸筆ハ此社ハ大内裏の時神祇官ハ在て八州守護此驗神を崇奉る内外ハ太神宮ハ八神殿の左右ニ在日本國中此神祇ハ本殿此兩脇ハ並びて各國名をありハ神社の數茂記す

船橋驛上総海道と成田海道此岐道五日市場小宮居す世



船橋太神宮と稱す延喜式内御神ふして關東一宮と崇む  
神官大宮氏に始祖を景行天皇第四皇子五百城入彦命と  
天皇命を以て船橋下向明と云ふは八千八村に縣主成  
兼當宮の神官を司らるる免給ふ云下略

天照皇太神宮

本殿

豐受皇太神宮

左 八幡太神宮

右 春日太神宮

後差 嵯峨院御製

久方天を岩戸の明しより出給朝日を曇れと云はれ

伏見院御製

久方天の香山出る日もつうつうに社光りさすらん

大炊王

天地成照す月日の地をみかく有へさりのを何の思はん

信昌

限りなき御代表を免れり大空ふ仰くも高きみつけふ

うら

宣長

あはれ清りのり松ふも天照す月天太神に惠えくさぎ

千蔭

浦安は春を日ゆけ成仰き見て長閑さるるや異國人

濱臣



仰きまもかしやのの々天照ひるえれ神のこつけしけり

大平

日比光照さしえや天地のりり然限りれあらん限るち

師光

やましくふをまうりれ玉と草薙の劔ハ國れ宝ありけり

教良

神代より三種の宝傳はりて豊芦原れまうりてを那れ

後宇多天皇御製

天津神國津社を以てして吾豊葦原れ國ハちまある

後水尾院御製

多やふや他の國ふも我國志神よりうけ天津日嗣ハ

花山院内大臣

我國のやま嶋根を出る日わり海よりまても仰りさるる

菅贈太政大臣

天原よりさしては光る何もの沼うさへ残れり

中山中納言愛親卿

あの國れ紋もまうす直ある豊芦原れ道志正しと

下部兼直

出る日の高見れ國を安國と祈る末をハ神やてしと

淡川平春郷

東に青海原の波閉よりさるる登れ日志大神

本居宜長

こし出れ此日の本れ光るるも海より春を知らん

橋千蔭



我國此道をハラスル言さくから教ふふ世の人

橘千章 千隆男

中臣ふニ此品有り一ふを職の中臣之神と君ごの中ふく  
事成司とる人を中津臣といふヤカツミ約て十カトこ  
云ツオ成約並バトせぬるこ是ハすべて神事を掌るの中  
臣之ニふを神祇官ふ侍りぬ禁中此神事を掌る中臣ふ  
大字成副て大中臣といふ中臣抜の詞ふ大中臣といふ是  
之諸社此祭を掌る中臣と差別をありて貴ふ稱こ是亦職  
中中臣之ニふを氏の中臣ありて天兒屋根命の裔ありて神代  
より神事を掌り中臣成以て成ふるこ有り其中臣の中  
ふ清麻呂稱徳天皇此神護慶雲三年子大中臣朝臣を賜り

しとあり是ハ中臣抜の詞ふ大中臣と有よりて賜り  
とこ續日本紀又見えより是ハ真淵が説之續日本紀第十  
五承和十二年七月又中務少祿正五位下巫部宿称以下  
五人神饒速日命の裔あり子細ありて桓武天皇此の  
ハ巫部と云姓を賜り何じやらん巫部の子孫のやうふ  
て迷惑こと願ひり故當世の宿称と改免賜りり見見え  
るハ巫覡を以てしる事かくの如し官幣不預る大社小  
社此神人の其社の為子附置るものありハ庶人の祈禱  
子預り理ふ故子是ハ別儀ことツへども市中此巫覡ふ  
紛々ツをせハ罪重るる也し礼大制曰假於鬼神時日  
卜筮以疑衆殺云云又一種の神道者云りのハ神代卷  
中臣抜ふを説て門徒成ふるハ是ふ流々別て金胎



西部へうけい説神道あり两部と云ふを佛神の西部と心得違へる两部神道あり两部あり神道一筋と心得く唯一神道も有りと人と唯一と立る唯一神道とあり神祕此大事ハ唯授一人と立る唯一神道あり護持を多し加持を多し無上靈宝神道加持と心得く神道者も有宋儒を敬れ一字或眼的とすを取込土金の傳と云夏を新ふ巧み出し敬れ字へ約す神道も有伊勢を始諸國大社其祭祀の法を其職ぬる故傳へ知ども神代此文義も疎し何故るにバ寂初日本書紀を撰バ作一品舎人親王勅を奉りて太安麻呂佐伯富士麻呂以下五人の儒者命づく成るる事予が神史考ふ記を証文に如く弘仁より七度禁中より是を講せしも紀傳明經此博士の任より別し神道

者又ハ称宜神主此出て講じある書ありしに神學と云夏昔よりありバ紀傳明經<sup>明法</sup>道西道ハ儒外ハ神學道の博士有べた事ありども令ふも國史あり見えざるハ文字を漢史に擬して書あるもの故文字ふかくは學者より講し來れり云云 義俊

ト部兼俱々義政の歸依ふて御臺所富子御方へ取入吉田家起立此夏成就し神祇長上の官となり日本國中の神社へ私に神位を授け社人へ風折狩衣等を免し候夏此兼俱より始し由こ吉田齋場の額も則富子此御方の筆也夫道る伊豆の下部より則吉田社ハ春日明神此神主也是より神祇棟梁のやふありしに七神祇伯を白川殿也

藤原氏津速魂命三世孫



天兒屋根命 天種子命 宇佐 臣命 大御氣津臣命  
 伊賀津臣命 梨津臣命 神聞勝命 久志宇賀主命 國  
 摩大鹿嶋命 臣陝山命 雷大臣命 又跨耳命 真見通命  
 大小橋命 狹山命 阿麻毗舍命 真人大連 賀麻大夫  
 公鎌 黑田大連公 常盤大連公 賀多能子大連公 御  
 食子大連公 大織冠公 内大臣正二位中臣氏 淡海公 不比  
 忠公 房前 北家祖 真指 号長岡 内麻呂 号後長岡 冬嗣  
 号開院 良房 号深殿又白川振政初 基經 号堀河 忠平 号小  
 貞信 師輔 号九条 兼家 号東三条 又 道長 号法性寺  
 治宇 師實 号京極又 師通 号後 忠實 号富家又 忠通 号法  
 高陽 基實 近衛家祖 院

基實 基通 家實 兼經 基平 近衛流  
 兼平 鷹司流

兼實 良經 道家 教實 九条流

良實 二条流  
 實經 一条流

两部唯一神道云两部唯一と云名目有两部と云佛道の  
 密教の胎藏界金剛界此两部と云夏を神道合せし  
 成两部習合れ神道と云彼两部を以て神道合せし由  
 之部外字して意得べく神と佛と成さし云云ハ非  
 さく唯一と云々两部神と云りのらるるつけ其两部成







上神代三陵於山城國葛野郡田邑陵南原祭之其北城東西  
南北一町云都名所記此三陵今詳云々文德帝の陵二  
町許小塚一つり是陵也殘跡所歟又件此塚の乾二十余  
間余路傍外南面小祠有是亦神陵を祭る所歟後考ふべ  
し按陵之サ、キ也訓ハ小築此義歟キツクの略言也  
諸國里人談云豊前國門司関早鞆明神此宮前ハ海也此  
石の階有常小二十二階程を水中お見えて其先を去  
ず毎年十二月晦日此子過丑の刻此閉小社人宮殿の宝劔  
を胸おけ石階を降て海中お入る其時潮左右へ颯とひ  
らけり海底の海布成一鎌外へ歸るこり誤て二鎌うれ  
ハ潮お溺る其難有其時社頭民家の燈海上此船の火を  
悉く消之其刻限の半時ばう浪大お立て海をうらし海

底お入んせす思ふ頃暫く波をづまりて又前を如く  
半時むうり海あり云

又云出雲國秋鹿郡佐陀社ハさむぐれ神事有十月十一日  
より十五日迄の閉小沖より一尺許の小蛇一疋波お乗て  
磯ふる此蛇金を以て彩色を加ふる如く甚ぶ美之出  
とを龍蛇云云神官漂齋して汀お出る其来とるをり川  
海藻或手お受る小竜蛇其藻れ上子曲居を則神前お進る  
之是海神より佐陀社へ献るもの之祭神伊弉諾伊弉冉此  
二神之十月ハ陰神崩し云々月おんバ諸くの神々此社  
集り給ふ故當所おて々神在月といふ  
日本紀神代上云大背飯三熊大人大人云云此亦名武三熊大人  
云云又神代下云是時齋主神号齋之大人云云是上古人を尊



い稱する辭

東鑑云源九郎義經の事は九郎主と記を置此又しをウシ  
此轉語のウとヌと相通むる他の名を稱するハ大臣  
をバ某公と云中納言參議或某卿四位をバ朝臣と云五位  
以下無位某何と云べし稱するも子某大人と稱をへし

貞丈

貴 今貴びていふ言葉のりどかをもり杯の心

んが如く大已貴大名持れりおも同

公卿とる三位以上を云殿上人とハ四位中將侍従とを云

月卿雲客是也

准三宮とハ太上天皇<sup>天子の</sup>后宮<sup>御祖母</sup> 皇后宮<sup>天子の</sup> 女<sup>御母</sup>人臣

を以て此二宮子准せらるる深殿大臣忠仁公<sup>良房</sup>を始

八卿 中務卿 武部卿 兵部卿 治部卿 民部卿 大

藏卿 宮内卿 刑部卿 又稱八省院

西土九卿 大常 司農 大府 光祿 鴻臚 宗正

衛尉 大僕 大理 儀禮 疏曰漢置九卿

北面此士と云ハ白川帝の御時より始り西面の士ハ後  
羽帝武藝茂好ませむひ弓取て能お物持くさうてあ  
ん者をさつつかばやと御尋りけむバ國ぐま進  
参りぬ此時西面と云りのを召置れりて承久記に見え  
る

幼主として踐祚 安徳天皇 三歳 近衛院 三歳 六條院 二

西土 周成王 三歳 晋穆王 後漢孝瑞帝生れて百余

日ふして踐祚は是非常此例







宣下有てより一品某親王皇女し宣下此後某内親王と申  
さて親王と云御跡嗣と定る方成儲君又太子東宮とも申  
内裏此東子御所を立ち此御所の名を東宮と申之  
御幸ハ法皇新院仙洞中宮也<sub>右</sub>亦書之行と御と字差て称之  
同ト平家物語五卷此初ル治承四年六月三日福原へ御幸  
し書出るハ行幸ノ誤リ之是ハ時ノ主上安德此行幸之其  
外所々子行と御と取違ひたりみも改正す親王を宮と云  
行啓也いふ

上皇 天子退位則称上皇

禁中 三輔黃圖云漢宮中謂之禁中門各有禁非侍衛籍之  
臣不敢妄入云云禁裏禁庭皆此意なるべし

紫宸殿 南殿と云名目云ナテンと云也し南殿の中央也

紫宸殿と云額有因本治部太輔加茂保孝の筆之

大極殿<sub>南</sub>又温明殿とも云内侍所是也

九重 六家文選一三十一曰君之門以九重也九重<sub>九天</sub>ハ都て鳳闕

といふ

院也申も仙洞と申も同ト事之御位成すべりゆハ御隱居  
ゆと云くを申之女中と云バ女院也申之女院ハ天子此御  
母之何々門院と云号成り給ふ之皇嘉門院ノ類也

踐祚も即位も同事小く差別なり後世も天子先帝此禪  
を授ひのり大極殿子出て即位を群臣万民亦告知せし  
まのざる間踐祚と云大極殿子出て即位を給ふ  
禮成即位と云差別有が如し

即位礼義古式 日本書紀允恭天皇元年二月記於是群臣



大喜即日捧天皇璽符再拜上烏皇子曰群臣卿共為天下請  
寡人寡人何敢遂不辭即位 孝德天皇紀輕皇子不得固  
辭升檀即祚于時大伴長德連帶金鞞立於檀右大上建部君  
帶金鞞立於檀左百官連國造百八十部羅列西拜 持統  
天皇四年紀春正月戊寅朔物部麻呂朝臣樹大省神祇伯大  
鳥朝臣讀天神壽詞俾忌部宿稱色夫知奉神璽劔鏡於是皇  
后公卿百寮羅列西拜而拍手と見えり其詳子委細なる  
事を知さざれば其大抵ハ右此文より知べし凡我國の  
即位の古式ニ其文武天皇より古式を捨て唐朝の礼を模  
らして故子装束より始て諸夏汝唐風小形にして  
三代實錄貞觀十三年十月五日丁未記文曰本朝制度多擬  
唐家

和夏始云仁明帝此御時始て大内裏を作りゆ今京の大  
宮通西へ八町北南ハ二条より一条迄十早大内裏跡ニ  
といふ

神社詳説云桓武帝都成平安城小遷すの時群臣諸博士茂  
召て王都長久此事を晉議して八尺名土偶人を造り鉄の  
甲冑を衣せ弓矢茂持し帝自祝曰此京此守護神とす是  
小於く東山峯に埋りて西向ふ立り今の將軍塚是也治承  
三年七月に鳴動する夏一時三度ニ  
盛衰記云桓武天皇平安に都を遷して長久ありてさや  
て土小く八尺の人形茂作り鉄の甲冑を衣せ弓矢を  
せ東山の峰に一丈余の穴茂ほりて西向ふ立て埋りて  
見ゆ是泉涌寺の上なる塚に保元年に鳴動あり



大乱此兆之又治承元年より清盛入道福原の都遷の  
兆あり明應二年老事々親長記子見えと亨祿三年此事  
々後太平記子見えと俱ふ足利將軍於時之慶長三年ふ  
とありく豊臣太閤薨せり西土此詩ふ將軍鳴洛陽東  
と北將軍塚静家無難とも作れり

大内裏と申々文武天皇慶雲年中大和國漆上郡の西方ふ  
始々御造營うりて九重成ひしと記あり元明帝和銅三年  
皇城悉く成就有げと遷都ありく平城宮とぞ稱し々ふ  
ふ此大内裏の濫觴と云ふと八十二年成経て今の京り  
御造營より延暦十三年十月二十三日桓武天皇平安れ  
新宮ふ遷幸し給ふ此時大内裏及び八省院百寮悉く成就  
し額ハ五十二代義我天皇及び多く弘法大師書給ふ云

或書云紫宸殿を皆九柱之見方此柱一本有此ハ往古大極  
殿を籠らる故角柱一本を残さるると云此柱を削り守袋  
へ入旅行の災ありと云傳ふ  
神原苑 方八町あり此内殿敷十二宮有正殿成乾臨閣  
と云ふ

平城皇城を文武帝の母元明天皇和銅二年始那羅此都を  
建ふと諾樂寧楽平播とも云同三年ふ遷都有七代の帝元  
明元正聖武孝謙稱徳光仁奈良ふ皇居あり

當時内裏此御門ハ 建禮 承明 日華 月華 朔平  
神仙 無名 此陽明門 南殿 清凉殿 内侍所 神

嘉殿のみく  
官家 天子の御夏 勅裁 御判断 勅許 下より望む 天盃  
成申奉る 此事 御許容と云



古より  
有らば  
御改衣 四月朔日

御改坐 同上几帳惟  
是定 叙位

の時首橋八尋の夏とふん  
云一とらや今々此事のし  
御賀 天子四十の御賀ハ仁明帝  
嘉祥二年又起り太上天皇四

十此御賀ハ淳和帝天長二  
年十一月よりハドおる  
欽状 官位を望又欽許  
己位

昇殿を聴さる二三位を云伊勢加茂春日等  
神職家ふ多し位を夫ふ夏ふれめ  
看督長 門長  
今神門ふ隨身哉用ゆるを門長と云故門番の頭と思ふ  
非也

字賀神 福此神氏字賀神と申る神代ふ伊弉丹尊の萬此  
神を産多く於中子倉稻魂命と云神氏産給へるを稲をつ

うとことおるふ神うけと通音ふんバ字賀と云ぬしとるふ  
や月讀尊と申奉るを天照太神の御弟の姉の御教ふしり

て保食神れりへちりしとるふ此神れ口よりり流くの  
まのをえ出し奉るを月讀命きしとるふとて劔をぬき

とら殺しめるふ其神れ死給へば頂ふ馬けり額子粟生  
い眉ふらゆ大けり眼ふ稗あを陰ふ麦大豆小豆生いしり

天照太神粟稗等種とて田島をつくり蚕飼して末の  
世はもろ残し給ふ見えし倉稻魂命保食神とりふ同

神とて成らうく申るふや又丹後國竹野郡船木奈具村  
に奈具社有神とバ字賀能賣命と申す云下畧

中臣我近江國栗本郡男山郷子櫻谷有所祭神一坐瀬織姫  
命之延喜式大我詞よる佐久那太理とらふ是サクラダニ

成古言ふハサクラダニと云へサクラダニの轉語ニ文  
德實録に近江國散久難度神とあり是し加茂真淵が我詞

を近江朝廷ふ作らふと云さもあるべし近江朝廷を  
天智天皇之近江志賀大津宮之此時耕作ふハ非す曰辞哉



修補をせしむるが古史記仲哀記を見えし於國の大  
我の詞を見ゆ人九集万葉此歌我小似しと云云 貞丈

天津祝詞考平田篤此書を延喜式より大抜詞ハ以とし止

事ふも詞なるを云も更あはれ其詞ハ中小天津祝詞乃

大祝詞事乎宣祀如此久乃良波云云といふ詞なるを故大

人々の説小其天津祝詞と云ハ即大抜詞成りしを説ふ

とて其ハ非みて別よたの祝詞ハある由を論ひ定むる

一書之

天津祝詞 高天原 神雷坐 須神曾岐神魯美乃命以皇

御祖神伊弉那岐命筑紫日向能橘乃小戸乃阿波岐原

御禊祓給布時生坐被戸乃大神等諸乃狂事穢乎拂

賜幣清米賜附登申預事能由天津神國津神八百萬乃神

等共 天之班馬 耳振立 聞食 恐美 恐美 白

牛頭天皇曆神辨卷ニ此書を世小素盞烏尊を牛頭天王と稱

一又天道神と申攝稻田姫命を歳德神と稱し備後風土記

記小素盞烏尊此御子八柱と云る或ハ將神と号け於る曆

神と稱する事々吉備真備公の所為るる是よりして占

人此妄告姦巫の妖言色く起て今由殊子家相此千妨方位

の万忌成説者多く容易ふ其妖説此退治しむる理由を論

ひ因ふ八所の御霊といふ崇神の列ふ吉備公此入るる由

来りてを考へ副らんとするもの

上御霊社ハ平安城鞍馬口通南子在祭神早良親王藤原夫

副吉備大臣早良親王ハ光仁帝第二皇子延暦四年九月朝廷

を傾け奉らんし議を免ぐらしける其聞え有けむハ淡路



國へ左遷し同國高瀬に至り氣絶て薨り多ふ恐靈崇りか  
おしりしをば同十九年七月に崇道天皇の追号茂宣下し給  
く紀伊國藤森神社と同神伊豫親王の崇道天皇の御子に平城帝の御時  
逆心ありしをば川原寺に於て飲食を通せず終りあり  
り藤原夫人の崇道天皇后吉子の号し伊豫親王の御母也  
文屋宮丸の承和十年十二月謀反企ふにつく伊豆國配流  
し率し多ふ橘逸勢の右中弁從四位下入り子れ子の嵯峨帝  
此御宇承和元年謀反あり是れ伊豆國へ流罪をせしむ  
九月に率し多ふ橘廣嗣の藤原宇合第一子の太宰府小於  
て叛逆有じらば大野東人宣言を蒙り馳向ひて戦ひけり  
廣嗣敗北して自刃せ以て首級落す其首忽ち天子昇り空中  
ありて赤鏡とふる人悉く即死す豊後國鏡宮肥前國板櫃明

神等此靈成祭は吉備大臣の右大臣正二位の本朝無双志  
才人の光仁帝宝龜六年に薨り給ふ八十二歳火雷神の天  
満天神の右八咫御靈也云云下略

或問我國帝王の謚を何もの代より始る答釋日本紀曰神  
武天皇尊謚号者淡海御躬奉行勅撰也云云淡海真人三船  
の養老四年奏覽之然らば三船生じざる以前に舍人親王  
御撰れ時々神日本磐余彦天皇とばり書多ししを三船  
謚号を撰せし後神武天皇の四字を神各の御名の下ふ如  
筆せしと見えし又問其絶する何れ代よりを答  
云神武より相武迨五十代謚ありし其中心聖武孝謙ハ在  
せし時奉りし尊号の統日謚号よりす皇極齊明ハ重祚  
の両号を故なき御事也統日神德孝謙の両号は如く野間下し  
云々統日日本紀より只一時の尊号



平城ハ奈良と訓じて和州ハ地名嵯峨山城の地名之  
是皆旧跡余波於宮有り一所を以て稱し奉りしは是也  
又謚号なく侍於欣淳和ハ一院の号あり又謚号非ずと云  
こも仁明文徳ハ謚あり清和陽成ハ又院号ハ光孝ハ中興  
の帝あり又謚成奉る宇多以後ハ又離宮を以て稱す又問  
院号ハ何世よりハ六十三代冷泉院より以降天皇号あり  
後世崇徳安德謚号あり天皇と稱す又問後宇成用ひし  
ハ何代よりハ三條院までハ一後一條院以來ハ例之  
賢按尔後醍醐ハ天皇号ハ夫より後ハ院号之  
寛平ハ帝院宇多御出家有し真言の密經益信僧正子受て灌  
頂せしむるハ法流寛空僧正より授られしハ専ら東門ハ  
御有様ありしハ行脚の夏ハなかりハ花山院ハ御発心

此後國ぐを御修行有し是也始ふるべし今の三十三所  
の觀音頌礼も此法皇よりハ由來賢按ふ三十三所を巡  
礼ハ夏那ハ熊野三所御巡礼有し於此說非之是又浮屠氏  
の妄説之云云

天子ハ名を黃檗ツウハク染と云々桐竹鳳凰麒麟ハ織紋麴塵の御  
袍ハ唐草子鳥の紋ハ赤色ハ御袍ハ唐草子棠トウハ  
紋あり禁裏菊桐の御紋ハ御袍の織紋より出る也

春日ハ神号あり地名あり奈良の都三笠山の辺を  
べて春日の郷と云祭神ハ四神坐其第一宮鹿嶋氏麿鹿嶋尊鹿嶋尊鹿嶋尊鹿嶋尊  
第二宮ハ經津主命香取第三宮ハ天兒屋根命河内第四  
宮太神太茂惣太イ春日大明神と稱す

鹿嶋大神ハ人皇三十四代推古帝御宇鹿嶋大神三笠山也



御鎮坐

千載

天の下れどけんとや柳葉茂みくさの山ふじさきふけん  
 かくほむら 神功皇后異國戎攻給ひし時鹿嶋香取此二  
 神三月初巳の日首途し祭りあひしりかぬらと云  
 風祭 風をまづえんとく我をさるゝ源氏すゆふく三月  
 二十日にまじ山く此花うつくさ川うひりるは博士を免  
 しそ風茂祭らきまじ花れさるをのべりたり  
 風をまく免れ ちりり吹まこ 風すさふとち 吹事こ  
 風吹すさふとち ち事こ 雨をまく免る 雨すさふとち  
 同日 風うけり 夏之南風涼しく吹てまはるゝ風のゆ  
 る 長閑ふれ気色こ

節分大豆拍 常此御殿を勾當内侍御厨子ハ禁裏御領所

御清所仕丁此頭拍之貞丈云禁裏御領所丹波國山岡と云  
 所の農民上京して禁中へ勤仕する仕丁頭之上古禁中ふ  
 大豆を拍らんとせりし之古書子見え近代の事之今々  
 民間此風俗禁中ふ移りたる夏閑を有之と云バ古書ふて  
 考へて之知る夏まらに也

繩をナナイ此訓あて直るる夏を指 想はく十の音ハ以  
 きて働く音よて死物ふらへび繩も延み遣ひ縮てつゝを  
 曲めつゝふ其形活まらばつゝくみらるゝヨリヨルナ  
 常陸國筑波山ふ男躰山女躰山有、又陽支鳥居陰支鳥居あ  
 りと云ふ

紀伊國淡嶋社 又作紀伊國名草郡 往昔奈木佐今改 加太淡  
 嶋社所祭少女彦命而配大己貴氣長姫命武内神也神功神



德詳國史終神止木國淡嶋建神籬祭之神功皇后武德より  
く故天神地祇に教ふ從ひ刃子血ぬるごとく三韓を從へ  
御凱陣の時筑紫に牧田ふて皇子降誕はく夫より津國  
ふ入らんども忍熊乱起して國中擾乱しけしむ  
武内よ托して木國瀉浦に着るふ是より筑紫の牧田此名よこ  
とも書筑紫牧田皇后ハ難波をさして上るをふ浪風荒  
くくして官船を漂蕩せしむバ皇后ハ舳先子立ち以誰神  
れ御心あてかくお免るふやかりおぬふ神拜し海神  
の御あらし任せしむ寫を取て海中に投入し祈禱しぬふ  
波ふ浮て行よる御舟遂に淡嶋に着るふ是より淡嶋を  
を友島看行よるふ神籬有是淡嶋  
社心此惠こと自奉幣し給  
ひ我朝医藥の祖神ふハ御産後の御悩を祈りせむハ

信心神慮ふ通しけん神主よ託宜有其あふ神藥を聞召  
けしむ御不例常より復しぬふ此時韓國より持歸ぬふ綾錦  
鼓等種々の珍宝を奉りて賽し給ふ夫より皇后紀水門に  
經て日高ふ至り皇子の會ふ忍熊を亡し大和磐余稚櫻  
宮ふくく天下を治えぬ其後仁徳天皇淡嶋に遊獵しぬ  
ふ時神勅有て淡嶋より瀉海へ迂し奉り皇后に御壺を合  
祀して一宮三坐ふとつえ奉る祭祀三月三日に云  
齋暇 神夏ふ大齋大忌 小齋小忌 云夏有之候大齋を大  
やう潔齋するに大まうするふは小齋をこめらふ  
さびしく潔齋するに其小齋に人の着る服を小忌れ衣と  
申候其小忌れ衣を白布に山藍に葉めて紋綾糸摺出し  
候是を有摺糸と云ふ小忌と云ふ稱し候を誤りぬ候衣



此字をきくく小忌衣と申候其本意は候

日向國高千穂峰日向風土記曰杵郡智鋪郷といふ今の霧嶋山之延喜式神名帳に諸縣郡霧嶋神社云云按ふ霧嶋山今を薩摩國鹿兒嶋の領といふ城下より二里余東海辺に高山に常に登山れもの多く先達神代の故実として登山の人々少稲穂を持せて曰霧來らば是ふてお拂ふべしと此山黒霧一陣吹越其声大風の如く一度に暗冥として道をわづらひしすもすもすも霧ふりしとあ他方より戸を落す夏らりしうや故に霧來れば稲穂おて救ふ夏らびし暫閑に天開明を山頂を御鉢と云池の如く此所數町四方あり其中に神代に御鉢とて九尺許りある金に鉢一柄立るといふも神くく見ゆ登山の輩に成拜し奉る又大火

燃出し黒烟天に覆ひ磐石數里に飛夏あり是を神火と稱して薩隅日此諸州づくふ恐也拜すくうや山嶽海岸に臨んぬ南にけし霧嶋明神を山下に鎮坐すく祠方三間許りみて鳥居とのあり深樹茂りて有神さびある靈地こと彼山に登り語を侍ふ

抑我朝に朝敵の始ハ大石丸大山王子守屋大臣蘇我入鹿大友真鳥文屋宮九橋逸成氷上河次伊豫親王太宰少貳藤原廣嗣惠美押勝早良太子井上廣公藤仲成平将門藤原純友安倍貞任宗任兄弟前對馬守義親惡左府悲右衛門等之伊弉諾命に留り多ふ日少宮素盞鳥尊退が根國大己貴命住給ふ天日隅宮事代主蒼柴垣間居終焉を兼る

之











うバ歌外事ふんと聞覺えて利知ふ人の耳をかかむ洵うす  
旧夏大成經に偽書造為の夏子縁り故鎌倉子追下たる  
賢按此説不審大成經の書め夏ハ其後の夏ハさうは夏ハいと潮信軒泰翁  
則正少将正俊大老堀田始より彼説成面白き事ふりて再び  
江戸へ呼返り口説む所せり之賢按此説是ふ似て非  
季しくハ吉川惟足傳子詳之何ふても甚ぶ器量もの之其  
上會津侯之肥後守甚々竈せり故終りハ上の神道者  
成り之其砌靈光院法皇逆鱗たりく如斯遊ばさる由  
藻鹽やく尾崎屋此神道をいつくことしす洒落具ひを  
夏越 菖輪辨 菖輪又名菅と云るの中葉より夏越ハ  
作り用ゆる事ハ六国史より所見あり釋日本紀より引用所ハ  
備後風土記より見えり然れども此風土記ハ見えり

避疫の壓物ふりて菖輪ハ夏ハ非ず菖輪ハ用ゆる事何時  
ハ程始まるか夏ハ未詳今専ら夏菖輪ハ用ゆる夏菖輪ハ荒和  
菖六月菖名越菖と云る月も上古ハ書よハ見えず六月  
十二月二季の大菖の遺意ハ見ゆども二季ハ大菖の事  
ハ國史ハ見えて歴然あるハ菅貫菖輪の夏曾て見えず西  
宮記北山抄江次第よりハ伊勢神宮より延暦奏覽ハ  
儀式牒年中の例六月ハ下ハ菖輪見えず但建久三年換  
進の太神宮年中行事ハ六月輪越ハ神事ハ見えずハ  
夫より以前ハ行ハハ夏ハハ老る又公夏根原ハ六  
月の下ハ大菖ハ夏ハ攀ぐ別之今日家々ハ輪越ハ夏有る  
見えり按ハ二季の大菖ハ朝廷より百官ハ男女を朱雀  
門ハ會集せりハ菖清ハ給る政事ありしハ世降道衰ハ



大抜もいつしか廢して只家くふ兼輪れ事のみ残り  
頌和歌も多く詠ついでも万葉集古今集も見えす  
つらの撰集も始て見えし猶可考兼輪ハ陰陽家より起  
り神祇も流入せしものも思へりいふよく考やふ  
兼輪管貫ふと云谷ハ日本の物志名少く異國れ名とハ聞  
えぞ後之沈思するに此ハ節折の夏より轉ト來と云  
との次節折と云夏ハ荒妙和妙ハ御抜の具よりハ二季ハ  
大抜ハ日事始らざる以前命婦ハ詔して竹を取らえ恐と  
多くも玉躰ハ御くけ成るへて切さして御息をふとを給  
ひて後中臣ハ官人ニ給ハリ御抜の場所ハ持叅して解除  
し奉りてハ君の御事ハいごも上成學ぶ下ふハ百官  
ハ只竹を切て人ごけふ兼輪とて衆人一同ニ是を身

多ぬ或を越て解除せし後世ハ管や兼ふて卷飾用  
ゆ夏ふふと秋或説ハ夏越抜ハ夏火より秋金成相尅  
するを天地一圓相ハ輪ハ入て其災をまぬこと云  
夏に至て後世の理説ハ不可用如何と明ハ夏抜ハ夏  
も言るゆふんども冬抜ハ冬水より春木ハ相生ふとハ如  
何とも云へた理ハ於て相生相尅の非説をある  
近來神學者專陰陽五行相生相尅等ハ理説を云我國  
の太古ハ何れハかハ事ハんやと節折の遺意ふハ  
冬もいつくべし夏ふんども二季ハ抜ハ冬ハ抜ハ早く廢し  
て夏抜のハ殘ハ又兼輪ハ地下の夏ありしをいつの程  
より大裏も節折の事廢てより古成用ひさせ多ハ伊  
勢加茂等ハ大社ハも古成作り行ふより諸社皆是を











八幡本紀惠迪篇云相模國鶴岡八幡宮、後冷泉院御時奥州阿部頼時其子貞任等皇命ふ背きけり或伊豫守源頼義を奉りて是戎征伐を以てしども、逆徒の軍強くして官軍利を失ふ此時頼義八幡太神と深く祈願有りしが、平五年あぐ十二年有る漸く逆徒を討平らる其報賽の爲、子の康平六年八月ひそく石清水を勧請し瑞籬を相模國鎌倉由比郷と建くる是を下宮の旧跡と云由比の濱大鳥此東よりり故ふ小林の郷と遷りて後、鶴岡八幡宮と傳へしと、永保元年二月陸奥守義家修理成加へらる治承四年十月十二日源頼朝卿先祖義家崇敬の神より深く尊び小林の郷北山を照し由比名濱の鶴岡の宮を此所

移し奉る寛文五年將軍家綱公松平備前守隆綱戎宮作此惣司として上下宮諸末社石鳥居まで新小修造せしむる寛文八年ふ至て其功終せり此所を松岡と云大織冠此鎌倉埋給ひし地と云故後北山戎大臣山と云ふ木を稻荷此宮の有しを頼朝卿建久二年西方丸山ふ移して八幡戎此所を勧請す故の上ふ移し松岡八幡と云





Faint vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is mostly illegible due to fading.



